

## 「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	公害防止統括者等の解任命令	
根拠法令・条項	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第10条	
所 管 課	環境保全部環境対策課	
処 分 基 準	<p>公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したとき。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・弁 明</span>
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続きをとることができないとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	